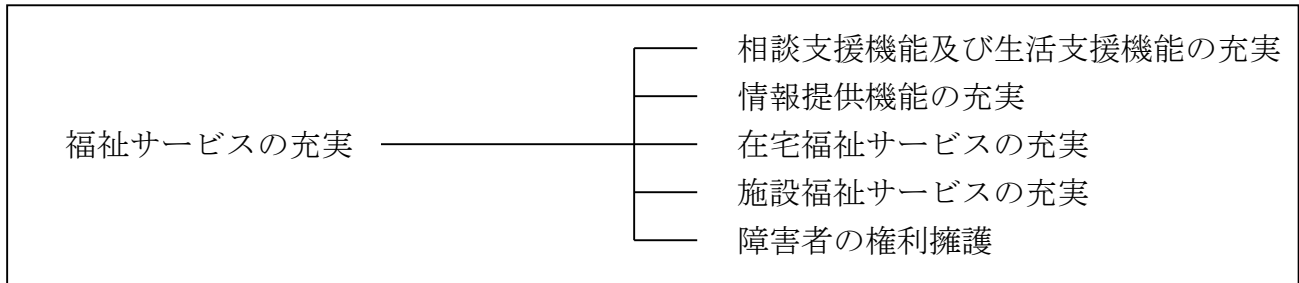


2. 福祉サービスの充実

障害者の自立と社会参加を促進するため、一人一人の障害の特性やニーズに応じた福祉サービスの充実に努める必要があります。本分野では、障害者が主体的に安定した豊かな生活を営むことができるように、相談支援及び資源の充実に図ります。



(1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の5つでした。

- ・相談支援機能及び生活支援機能の充実
- ・情報提供機能の充実
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実
- ・障害者の権利擁護

1) 現状

①相談支援機能及び生活支援機能の充実

- 2013（平成25）年、市に基幹相談支援センターを設置し、相談支援の機能強化と、虐待防止センター機能として障害者の権利擁護の充実等を図っています。
- 障害者の相談は、市の障害福祉室の窓口や基幹相談支援センター、市内の計画相談事業所（4か所）で対応し、困難事例の対応については、基幹相談支援センターをはじめ、他の関係部署等によるケース会議を実施し、適切な支援に努めています。
- 民生委員・児童委員、まちの保健室等が、「地域ささえあい」活動として身近な地域での相談や見守りを行い、基幹相談支援センターや地域包括支援センターと連携を図っています。
- 8050問題（高齢の親と中高年のひきこもりの子が同居）等、複合的な生活課題を抱える家庭に対し、「地域福祉教育総合支援ネットワーク」により関係部署や関係機関等と連携を図りながら、包括的な相談・支援を行っています。
- 市で委嘱した障害者相談員5名（身体・知的・精神の各相談員）がそれぞれ相談、指導、助言を行っています。また、障害者の家族会は2つ（知的・精神）あり、障害当事者やその家族の相談に応じています。
- 伊賀保健所では月1回、こころの健康相談や、難病の相談・支援等の相談を実施しています。

- 療育手帳の判定は、18歳未満は伊賀児童相談所で、18歳以上は三重県障害者相談支援センターにおいて、発達検査等が実施されています。
- 各種医療機関や身体障害者総合福祉センター、視覚障害者支援センターや聴覚障害者支援センターといった専門機関があり、各障害に応じた相談を実施しています。
- 児童の様々な不安や気になることについての相談は、総合福祉センター「ふれあい」に家庭児童相談室と子ども相談室の相談窓口を設置しています。
- 名張版ネウボラ事業として、妊娠から、出産、育児までを切れ目なく支援する体制を整え、発達に心配のある子どもや保護者に対しては、相談、育児支援や医療機関等への紹介を行うなど、子ども発達支援センターや児童発達支援センター等の医療、福祉、保育、教育などの関係機関と連携して支援しています。

②情報提供機能の充実

- 点字や録音広報の発行、手話通訳者や要約奉仕員の派遣、点訳奉仕員養成事業等を実施するとともに、それらについて情報提供しています。
- 「障害者福祉ガイドブック」等を活用し、各種サービスについて周知に努めています。

③在宅福祉サービスの充実

- 計画相談事業所では、障害福祉サービス利用のための計画案を作成する等の相談に応じています。その際、障害福祉室、基幹相談支援センターや他の関係部署等によるケース会議等を実施し、適切なサービス提供に努めています。
- 医療や支援を必要とする割合が高い利用者が増加しており、医療受診が必要な場合もあり、支援者間で協議を行い、支援の方向性を統一するよう努めています。
- 施設入所が空き待ちのため、特別な事情により、短期入所（ショートステイ）を長期に利用する人がいます。また、市内の共同生活援助（グループホーム）が不足しているため、市外のグループホームも利用しています。
- 居宅介護従業者（ホームヘルパー）が不足しているため、朝夕の利用が集中する時間を避けたり、複数の事業所を利用するなどの調整を図っています。放課後等デイサービスも同様に、複数の事業所を利用する場合があります。
- 福祉施設から一般就労への移行等については、2020（令和2）年度の国の目標に向け、本市においても、一般就労への移行、定着に向けた支援、連携を図っています。
- 国が示す「障害児支援の提供体制の整備」における児童発達支援センターの設置と保育所（園）・認定子ども園及び幼稚園等訪問支援の実施については、既に達成しており、本市では、子ども発達支援センター等と連携を図りながら支援の充実に努めています。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援は今はなく、2019（令和元）年に重症心身障害児放課後等デイサービス事業所が市内に開設しました。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、本市・伊賀市・津市・鈴鹿市・亀山市の5市で「にじいろネット」を発足して取組を行っており、保健、

医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図り強化に努めています。

④施設福祉サービスの充実

○グループホームについては、施設整備補助制度の情報提供等により民間事業者による整備促進を図っています。

⑤障害者の権利擁護

○基幹相談支援センターでは、障害者の虐待の通報、届出、支援等の相談があれば、状況の聴取りを行うなど、虐待の防止に努めています。

○金銭管理等を行うのが困難な障害者等に対し、本人の意思を尊重しながら相談、福祉サービスの契約や財産の保護を行うなど、権利の擁護に努めています。

2) 基礎調査結果

①相談支援機能及び生活支援機能の充実

・障害者福祉推進のための要望

○「現在及び将来の生活に対する不安（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「本人や介護者の健康や老化の問題」を回答した人が最も多く、次に「経済的な問題」となっています。

○「福祉の理想郷を目指す本市がどのようなまちづくりをしていけばよいか」という問いに対しては、障害者本人の自由記載で「障害者や高齢者等も住みやすいまちづくりを望む」という意見が多くありました。

②情報提供機能の充実

・多様な情報提供の充実（どのような情報を必要としているか）

○「あなたが今必要としている情報はどのようなものか（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「福祉サービス等の情報」が37.0%、「社会福祉施設の情報」が16.5%、「福祉の法律や施策の情報」が15.6%となっています。

○障害者本人の自由記載では、「福祉サービスの情報発信」に対して主に身体障害者から回答がありました。このことについては、介護者や一般市民からも同様の意見が多数寄せられていました。

○代表的な意見としては、「自分で調べなければ対象者が情報（サービス内容、手続の仕方等）を得られない。窓口に行けない人や手続が困難な人もいるため、市からの確に情報提供し、支援を必要としている人がサービスを利用できるよう望む」というものです。その他、「ガイドブックをわかりやすい位置に配置する」「ネットで情報公開」など、情報の見える化に対する要望もありました。

・多様な情報提供の充実（情報はどこで得ているか）

○「障害者福祉サービス等の情報はどのように得ているか（複数回答）」を介護者に聞いたところ、「広報」が32.9%、「診療所（医院）、病院」が24.9%、「福祉

事務所・保育所・児童相談所」が13.7%となっています。

- 介護者の年齢に注目すると、60歳以下の介護者では「広報」「病院」のほか「学校・職場・施設」で情報を得ている人が多く、60歳以上の介護者では「広報」「病院」という回答が多くありました。

また、その他で「ケアマネージャー」「市役所窓口」と記載している人も多く、インターネットで調べる人も一定数いました。

③在宅福祉サービスの充実、④施設福祉サービスの充実

・障害福祉サービスの利用状況

- 「障害福祉サービス（ホームヘルパーや短期入所）の利用状況」を障害者本人に聞いたところ、利用していると回答した人は障害者全体で19.6%、利用していないと回答した人は55.0%となっています。
- 前回の調査では、利用している者は12.5%、利用していない者は56.2%となっており、今回の調査では利用者が若干増加しています。
- 障害別・年齢別で見ると、身体障害者の60歳以上の人の利用していない割合が高くなっています。
一方、知的障害者は生まれた時から、精神障害者は20歳以降から利用を始めている傾向にあります。

・利用しているサービスの内容

- 「利用しているサービスの内容（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「日中一時支援サービス」と回答した人が22.9%と最も多く、次に「生活介護」と「就労継続支援（A型・B型）」が19.3%、「居宅介護（ホームヘルプサービス）」と「短期入所」が16.9%となっています。なお、利用しているサービス内容は障害別・年齢別によって傾向が異なります。
- 身体障害者では、若い年齢では利用はほとんどなく、40歳以降に、「居宅介護」「共同生活介護」「短期入所」を利用しているという回答が多くありました。
- 知的障害者では、0～19歳では「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所（園）・認定子ども園及び幼稚園等訪問支援」等の児童系サービス利用が高く、20～59歳は「居宅介護」「短期入所」「就労継続支援（A型・B型）」「共同生活援助」「日中一時支援」「移動支援」とサービス利用が多岐にわたる傾向があります。
- 精神障害者はサービス利用自体が少なく、その中でも「就労継続支援A型・B型」の利用が最も多くなっています。
- 自由記載では、障害者本人から「現在ある公的サービスや優遇措置の現状維持」を望む意見がありました。

・障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化

- 「障害者総合支援法制定後の福祉サービス利用の際の変化（複数回答）」を障害者本人に聞いたところ、「サービスが良くなった（※）」という回答が多数ありました。

※「身近な場所で相談できる場所が増えた」、「事業者が意見や要望に対応してくれるようになった」、「利用できる量が増えた」、「利用できる種類が増えた」等
○どの障害でも「サービスが良くなった」と回答しています。年齢別では、身体障害者が60歳以上、知的・精神障害者は若い年代での回答が多くありました。

・本人に必要な援助は何か

○「本人に必要な援助は何だと思うか（複数回答）」を介護者に聞いたところ、「通所施設（訓練等）」が19.2%、「通所施設（日常生活）」が12.7%、「移動支援（外出時等の付き添い）」が11.7%、「日中一時支援」が10.9%となっています。

④施設福祉サービスの充実

・今後どのような障害者福祉施設を望むか

○「今後どのような障害者福祉施設を望むか」について障害者本人から自由記載で意見を求めたところ、多数の回答がありました。

代表的な意見として、身体障害者の20～39歳では「障害者用のスポーツジム」、40～59歳では「重度身体障害者施設」、60歳以上では「安価に利用できるリハビリ施設」という意見がありました。

○知的障害者では0～19歳で「障害児が通えるさくら教室のような施設」「重度障害児施設」、20～39歳で「20歳前後の中程度の障害者が安心して利用できる施設」「障害年金で暮らせる日中生活の場」という意見がありました。

○精神障害者では20～39歳で「公的な仕事を下請する施設」、40～59歳で「公的な就労施設」など就労系の施設希望がありました。

○介護者が望む施設としては、「介護できないとき一時的に利用できる施設」「障害の有無に関係なく利用できる施設」「介護者の相談所」「職業訓練所」等の意見がありました。

○介護者の自由記載では「入所から地域という流れの中で、今後、施設入所ができなくなるのではという不安がある。知的障害が重い人には施設は必要」という意見がありました。

○一般市民が望む施設として、「就労支援施設」「スポーツ施設」「自立支援施設」「グループホーム」「公的な障害児者総合福祉センター」「施設は充分ある」等の意見がありました。

⑤障害者の権利擁護

・所得制度と後見制度の利用の促進

○「今後「日常生活自立支援事業」を利用したいと思うか」を障害者本人に聞いたところ、「わからない」と回答した人が38.7%で、「必要な状況になれば利用を考える」と回答した人が32.5%でした。

○また、「今後『成年後見制度』を利用したいか」を障害者本人に聞いたところ、同じ

く「わからない」と回答した人が29.7%で、「必要な状況になれば利用を考える」と回答した人が28.3%でした。

- 「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」とともに現在利用している人はわずかです。いずれも将来的には利用するかもしれないと考える一方で、金銭管理については、利用するつもりはないという回答もあります。

なお、「制度の内容を知っている」と回答した人については「日常生活自立支援事業」で2.1%、「成年後見制度」で15.6%にとどまっており、啓発が必要です。

・障害者の人権施策の充実（差別を受けたことはあるか）

- 「障害者差別を受けたり、嫌な思いをしたことはあるか」を障害者本人に聞いたところ、「ある」は18.9%、「ない」は71.7%でした。
- 知的障害者（障害の重複含む。）の中では、差別を受けたことが「ある」と回答した人が40.4%となり、身体障害者（重複含む。）の13.1%、精神障害者（重複含む。）の28.8%に比べて高い割合となっています。

・障害者の人権施策の充実（どんな内容の差別を受けたか）

- 「障害者差別を受けたり嫌な思いをした内容（複数回答）」について障害者本人に聞いたところ、「ひどい言葉を言われた」が53.8%、「話しかけても無視された」が31.3%、「その他」は30.0%でした。
- その他の内容として、「変な目で見られる」「他の人と態度が異なる」「親身になって話を聞いてもらえない」「就職活動時に対象外にされる」「車椅子の人は入店禁止と言われた」などの意見がありました。

3) 課題

この分野では、次の5つを主要な課題とします。

- ・相談支援機能及び生活支援機能の充実
- ・情報提供機能の充実
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・施設福祉サービスの充実
- ・障害者の権利擁護

（2）施策の目標

1) 相談支援機能及び生活支援機能の充実

- 入所施設や精神科病院から地域で生活するための基盤として、理解の促進に併せて、保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に努め、地域包括ケアシステムによる支援体制の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点を整備し、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活できるよう、すぐに相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制を推進します。

- 「地域ささえあい」による見守り支援や「まちの保健室」への相談等により把握された複合的な課題を有する家庭に対し、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関の参画・協働による包括的な支援を行う「地域福祉教育総合支援ネットワーク」のさらなる推進を図ります。
- 障害者のライフステージに応じた総合的なサービスを提供するために、保健、医療、福祉をはじめとする関係分野の連携と国、県及び自立支援協議会、圏域の市町など連携強化を図ります。

2) 情報提供機能の充実

- 制度やサービス内容については、わかりやすい広報紙やパンフレットの作成、ホームページやソーシャルメディアを活用した周知に努めます。
- 手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、点字や録音による広報等の発行により、視覚障害者や聴覚障害者等に対する的確な情報提供に努めます。

3) 在宅福祉サービスの充実

- 今後も、障害の特性とニーズに応じたきめ細かい支援が行えるように、相談事業所や他機関とも調整を図りながら、障害福祉サービスの充実に努めます。
- 居宅介護等の訪問系サービスについては、利用者のニーズに応じて質的、量的な充実に努めます。
- 生活介護、短期入所等は需要の増加が見込まれることから、地域での障害者の自立生活と社会参加を支援する体制づくりに努めます。
- 特別支援学校在校生の具体的な実習、体験の在り方を踏まえ、市内に1か所の就労移行支援事業所の有効な利用に向けた検討を行います。
- 重度障害者が利用できる事業所が不足し、また、日中一時支援事業は、利用者数が増える傾向にあるため、今後の方策について検討します。
- 手話奉仕員養成講座や点訳、音訳のボランティアの募集については、十分な周知に努めます。

4) 施設福祉サービスの充実

- 各地域の各事業所での機能の充実に努めるとともに、全世代型、共生型としての地域との交流やふれあい等の取組について、各事業所とともに検討します。
- 需要が見込まれるグループホームについては、国の整備補助等の動向を注視しながら、空き家の有効活用や市有地等の定期借地、事業者の公募等について関係機関と連携した検討を行います。また、近隣のグループホームの空き状況の情報収集に努めます。

5) 障害者の権利擁護

- 市の人権センター等と連携し、「障害者差別解消法」に関する理解を促進する啓発を実施します。

- 基幹相談支援センターでは、「障害者虐待防止センター」機能として、虐待の通報や届出、支援などの相談の充実に努めます。
- 関係機関や地域と連携した「消費生活者被害防止ネットワーク」と協力し、消費者被害を防止するための取組や啓発に努めます。
- 地域共生社会の実現に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進していく中で、2019（令和元）年8月より、伊賀市とともに「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を中核機関として位置づけ、さらなる地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進に向け取組を推進します。
- 伊賀地域福祉後見サポートセンターにおいて養成している福祉後見人について、サポート体制やその在り方を見直すとともに、名張市社会福祉協議会で実施している法人後見の受任体制の在り方等も検討するなど、多様な受任者の確保を図ります。